

令和6年白老町議会定例会1月会議会議録（第1号）

令和6年1月5日（金曜日）

開 会 午後 2時04分

開 議 午後 2時04分

散 会 午後 2時14分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 会期の決定

第 4 報告第 1号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

第 5 報告第 2号 専決処分の報告について

（工事請負契約の金額の変更について）

第 6 休会について

○会議に付した事件

会期の決定

報告第 1号 専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

報告第 2号 専決処分の報告について

（工事請負契約の金額の変更について）

○出席議員（13名）

1番 水 口 光 盛 君

2番 田 上 治 彦 君

3番 氏 家 裕 治 君

4番 長谷川 かおり 君

5番 西 田 祐 子 君

6番 前 田 弘 幹 君

7番 森 山 秀 晃 君

8番 佐 藤 雄 大 君

9番 貳 又 聖 規 君

11番 森 哲 也 君

12番 飛 島 宣 親 君

13番 広 地 紀 彰 君

14番 小 西 秀 延 君

○欠席議員（1名）

10番 前 田 博 之 君

○会議録署名議員

3 番 氏 家 裕 治 君

4 番 長谷川 かおり 君

5 番 西 田 祐 子 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	大 黒 克 巳 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課 長	増 田 宏 仁 君
政 策 推 進 課 長	富 川 英 孝 君
税 務 課 長	本 間 弘 樹 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 博 子 君
子 育 て 支 援 課 長	齋 藤 大 輔 君
高 齢 者 介 護 課 長	山 本 康 正 君
生 活 環 境 課 長	三 上 裕 志 君
経 済 振 興 課 長	工 藤 智 寿 君
農 林 水 産 課 長	菊 池 拓 二 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	伊 藤 信 幸 君
消 防 長	後 藤 悟 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 幹	小山内 恵 君

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） ただいまから令和6年白老町議会定例会1月会議を開会いたします。
(午後 2時04分)

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） これより本日の会議を開きます。
(午後 2時04分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、3番、氏家裕治議員、4番、長谷川かおり議員、5番、西田祐子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議運営の協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可いたします。
議会運営委員会佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本日、町長の招集により、令和6年白老町議会定例会が開会されました。

白老町議会は、通年議会を導入しておりますので、令和6年の定例会の会期は、本日から明年1月6日までの368日間としたところであります。

本委員会での協議事項は、令和6年定例会1月会議の運営の件であります。

定例会1月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、専決処分の報告2件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

これらのことから1月会議の開会は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。

◎会期の決定

○議長（小西秀延君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から翌年1月6日までの368日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から翌年1月6日までの368日間と決定いたしました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

○議長（小西秀延君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月5日提出。白老町長。

記書きについては朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年12月18日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、金1万2,001円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりです。

次のページ、説明です。事故の発生状況です。

1、日時、令和5年9月12日火曜日、午前6時50分頃。

2、場所、白老町字竹浦344-11、町道竹浦飛生線。

3、当事者は、(甲)、(乙)、記載のとおりです。

4、状況ですけれども、令和5年9月12日火曜日、午前6時50分頃、(乙)が走行中、前日からの降雨により道路中心付近の水溜りに隠れていた舗装損傷穴を確認することができず、タイヤが落下したため、車両の右フロントタイヤ及びホイールが損傷したものである。

5、被害の程度、(乙)車両、右フロントタイヤ亀裂及びホイール損傷。

6、損害賠償額、本件は、(甲)が管理する町道竹浦飛生線において、舗装損傷穴が発生していたこと及び前日の降雨による水溜りによって舗装損傷穴が隠れていたこと等により発生した事故であるため、(甲)は修理費用総額6万5円のうち2割を負担することとし、(乙)が指定する方法により、1万2,001円を支払うことで示談する。

なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものであります。

以上です。

○議長(小西秀延君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更について)

○議長(小西秀延君) 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について(工事請負契約の金額の変更について)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長(増田宏仁君) 報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年1月5日提出。白老町長。

記書きについては、朗読を省略させていただきます。

報2-2をお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和5年12月20日専決。白老町長。

記書きです。1、工事名、令和4年度施行 バンノ沢川砂防工(第8支溪)。

2、現請負金額、2億460万円。

3、新請負金額、1億9,982万6,000円(477万4,000円減)。

4、概要、当該工事において、想定された土質が異なるなど現場条件の変更に伴い、工事計画の見直しが必要になったことから、工事内容を精査し請負代金を減額変更するものであります。

なお、当該工事請負契約につきましては、令和5年2月22日に議案第3号として議決をいただいた工事請負契約であり、契約の相手方は道南総合、田中特定建設工事共同企業体であります。

す。

説明は以上です。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎休会について

○議長（小西秀延君） 日程第6、休会についてお諮りいたします。

本定例会は、議事の都合により、明日6日から3月31日までの86日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、明日6日から3月31日までの86日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 2時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 長谷川 かおり

署 名 議 員 西 田 祐 子